

向日市プレミアム付商品券

事業概要書

1. 商品券の発行総額及び使用期限等

- (1) 商品券発行総額：3億5千万円（最大）
- (2) 商品券発行冊数：7万冊（最大）
- (3) 発 売 価 格 等：
 - 販売価格 4,000円
 - 使用可能額 5,000円（プレミアム分1,000円）
 - 内訳 500円券×10枚
- (4) 使用可能期間：令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）まで
- (5) 使用可能店舗：向日市内を中心に、登録した取扱事業所（非該当業種除く）に限る。
（店頭等にポスターを貼り表示）

2. 商品券の購入対象者等

- (1) 購 入 対 象 者：
 - ①平成31年度の住民税（均等割）が非課税の方（課税基準日：平成31年1月1日）。
ただし、住民税が課税されている方に扶養されている方（生計を一にする配偶者、扶養親族等）、生活保護の受給者は除きます。
 - ②平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主。
- (2) 販 売 場 所：向日市内各郵便局、向日市商工会
- (3) 販 売 期 間：令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）※年末年始除く

3. 商品券の使用対象とならないもの及び注意事項等

- (1) 商品券の使用対象とならないもの：
 - ① 不動産、金融商品、たばこの購入
 - ② 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いものの購入
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払
 - ④ 国税、地方税や使用料などの公租公課の支払
 - ⑤ 取扱事業所が受け取った商品券の自己支払いへの充当
 - ⑥ その他、向日市、取扱店舗が指定する物品・役務の購入
- (2) 注 意 事 項：
 - ①本券に記載の有効期間を超えてのご利用はできません。
 - ②発行済みの商品券並びに、有効期間を超えた券の払い戻しは致しません。
 - ③商品券の交換、売買、質入れ、チケット類販売業者への売却及びオークションへの出品はできません。
 - ④使用に際して現金との併用は可能ですが、クレジットカード、取扱店舗における各種特典との併用はできない場合があります。あらかじめ取扱店にご確認ください。
 - ⑤本券と現金・他の金券類とのお引換え並びに商品券額面に利用が満たない場合のつり銭はご容赦願います。
 - ⑥本券の盗難・紛失または減失に対しては、向日市はその責を負いません。
 - ⑦この商品券は、商品券を取扱う「取扱店」でのみ利用可能です。取扱店につきましては「使えるお店一覧」をご参照ください。

4. 商品券使用可能事業者の登録

(1) 登録可能事業

向日市内を中心に、

- ①小売業 ②飲食店 ③建設業 ④運輸業 ⑤サービス業 ⑥製造小売業
- ⑦卸小売業 ⑧医療業
- ⑨主たる事業に付随して行う①～⑧までの事業
- ⑩その他市長が適当と認める営業を行う者

(2) 対象外事業

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者
- ④その他市長が不相当と認める営業を行う者

(3) 事業所の登録申請

- ①・受付期間 **令和元年7月1日（月）から随時募集**
7月31日（水）までに申込みをされた事業所のみ、購入引換券発送時に封入予定のチラシに掲載。
受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
- ・受付方法 登録申請書をFAXにより受付
- ② 登録証明書及びポスター等の交付
登録した取扱事業所に令和元年9月中旬交付
- ③ 店頭掲示用ポスター等の店頭等表示
 - ・取扱事業所は、ポスター等を外部から見やすい場所に貼付し表示
 - ・表示期間は、令和2年2月29日（土）まで

5. 使用済商品券の換金

(1) 換金方法

- ① 取扱事業所は、受け取った商品券の裏面に受領年月日を記入・押印（認印で可）のうえ、「商品券換金請求書」に所要事項を記入し、商品券を添えて向日市商工会へ持参し、「登録証明書」を提示する。
- ② 換金しようとする商品券の券面金額を、向日市商工会の指定する金融機関から取扱事業者の口座へ振り込む。
（詳細は追ってお送りする換金手続きの書類をご参照ください）
- ③ 額面5万円以下の持込については、現金窓口換金を可能とする。（水曜日のみ）

(2) 換金申出期間

令和元年10月15日（火）から令和2年3月13日（金）まで
毎週 月～金 午前10時～午後5時（※祝日・年末年始を除く）

(3) 事務手数料

なし